

委託販売事業をご利用の皆様へ

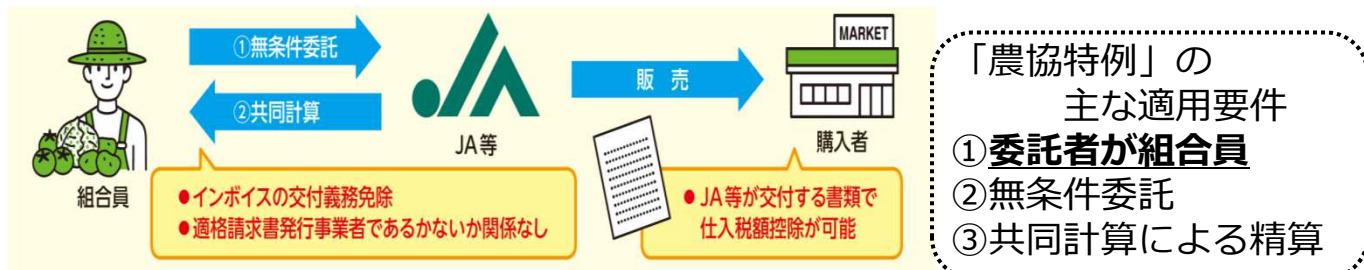
消費税のインボイス制度に備え 組合員加入をお願いします

インボイス制度とは

- ➡ 令和5年10月1日から始まる消費税インボイス制度のもとでは、「買い手」が消費税の仕入税額控除を行うためには、原則として「売り手」が発行したインボイスが必要となります。

J Aに販売委託する場合には「農協特例」の適用があります

- ➡ 農産物の委託販売の場合も「売り手」（生産者）がインボイスを発行することが原則とされていますが、JAが行う委託販売事業は、一定の要件の下で、JAが発行する書類で「買い手」が仕入税額控除できる「農協特例」の適用を受けることが可能です。



組合員への加入をお願いいたします

- ➡ インボイス制度下において、組合員加入されていない方が出荷した農産物が混在する取引については、制度上、農協特例の適用を受けることができません。この場合には、取引全体が「買い手」にとって仕入税額控除できない取引となり、価格交渉において不利になることも想定されます。

当JAでは、皆様の農業所得の維持・向上のためにも、そのような事態は回避したいと考えております。

つきましては、現在組合員加入されていない利用者の皆様におかれましては、裏面にご案内の手続により、組合員加入手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

組合員加入のために必要なお手続き (ご案内)

ステップ1

最寄りの支店で組合員加入申込書へ必要事項を記入していただきます。

- 「加入申込書」「加入申込に際しての表明・確約」「重要事項説明書」

※法人の場合（下記書類が必要となります）

- ①総会の議事録
- ②定款またはそれに代わるべき書類（登記簿等）
- ③代表者の氏名および住所を記載した書面（本人確認書類）

ステップ2

JAで資格要件確認後、書面による通知が届きます。

- 「加入承諾書」が届きます。

ステップ3

出資金を払い込みます。

- 1口：500円

出資金額 2口：1,000円 ～ 200口：100,000円

加入特典

- ① 各種配当金のお受け取り
出資金額・利用量に応じて配当金をお受け取りいただけます。
配当率、配当割合は事業年度により異なります。
- ② 鈴鹿さつき温泉への無料ご招待
送迎バスで無料ご招待します。
招待日、時間は各支店（サテライト店）により異なります。
- ③ さつき温泉パスポートの購入割引
- ④ 葬祭事業のご利用割引

当JAとして消費税インボイス制度に円滑に対応できるよう、可能な限り、**令和5年3月末日までに**組合員加入手続きを行っていただきますようお願いいたします。